

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第6項に規定する競争入札に加わろうとする者に必要な資格等について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、播磨町財務規則(昭和40年規則第1号。以下「規則」という。)及び指名競争入札参加資格についての告示その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱によって処理する適用範囲は、町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の規定による建設工事をいう。以下同じ。)の請負工事及び受託工事とする。

(資格審査事務)

第3条 競争入札参加者の事務は、契約担当課において行う。

(入札参加資格)

第4条 競争入札に参加できる者は、指名競争入札参加資格についての告示に基づいて格付された資格により、それぞれ工事の設計金額に応じた別表に掲げる入札参加資格等格付及び選定基準によるものとする。

(等級格付の方法)

第5条 競争入札に参加させる者の等級格付は、建設業者(建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。以下同じ。)の業種別に建設業法第27条の23の規定による建設業者の経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果の総合数値により、入札参加者審査会(以下「審査会」という。)に諮り決定する。

2 前項の客観的事項の審査の結果の総合数値が「新規」である者は、審査会に付議して格付することができる。

(登録)

第6条 契約担当課長は、前条により格付したときは、指名競争入札参加資格者名簿に登載しなければならない。

(指名基準)

第7条 競争入札に参加させようとする者の指名にあたっては、公正にして経済性の原則及び競争の本旨に基づき、次に掲げる事項に留意し選定するものとする。

- (1) 指名及び落札回数の状況
- (2) 工事成績
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 経営及び信用状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持工事の状況
- (7) 技術者の数及び状況
- (8) 当該工事に対する技術的適否
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況
- (11) その他町長が必要と認めた事項

2 前項の規定による指名は、中小企業の育成及び機会均等の原則に従い第4条に掲げる資格を有する者のうちから4名以上を指名するものとする。

(等級外の者の指名)

第8条 等級外の者は、原則として指名を行わない。ただし、特殊な技術を要する工事、災害の発生その他町長が特に必要と認めた場合において指名することができる。この場合においても、この要綱によるものとする。

(準用)

第9条 この要綱は、特別の場合を除いて第2条に定める建設工事に関する委託契約並びに令第167条の2の規定、規則第88条及び第89条の規定による随意契約をしようとするときに準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月3日要綱第13号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成13年3月28日要綱第8号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日要綱第13号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月15日要綱第18号)

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

別表（第4条関係）

工事種別	等級	総合数値による格付 基準	契約予定金額	
			通常限度額（万円）	特例限度額（万円）
土木一式工事	A	900以上	6000以上	2000以上
	B	750～899	3000～8000	1000～12000
	C	700～749	2000～4000	500～10000
	D	650～699	1000～2500	7000未満
	E	600～649	300～1500	5000未満
	F	599以下	1000未満	3000未満
建築一式工事	A	900以上	8000以上	4000以上
	B	750～899	5000～10000	1000～13000
	C	700～749	3000～7000	500～10000
	D	650～699	1500～4500	6000未満
	E	600～649	2000未満	4000未満
	F	599以下	500未満	2000未満
造園工事	A	900以上	6000以上	5000以上
	B	750～899	3000～7000	5000未満
	C	700～749	2000～4000	〃
	D	650～699	1000～2500	〃
	E	600～649	300～1200	〃
	F	599以下	500未満	2000未満

（備考）

- 「特例限度額」とは、町内業者（町内に本店を有する者）及び準町内業者（町内に契約締結権限を有する支店、営業所等を有する者）を通常限度額以外に選定できる額をいう。
- 契約予定金額が8,000万円以上の場合は、特定建設業の許可を受けている者とする。
- 契約予定金額において、通常限度額にあっては、土木一式工事8,000万円以上（建築一式工事10,000万円以上、造園工事7,000万円以上）を超えるもの及び、特例限度額にあっては、土木一式工事12,000万円以上（建築一式工事13,000万円以上、造園工事5,000万円以上）を超えるものについては、別途、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「総合評定値」という。）施工実績等により参加資格を定める。
- 上記以外の工種については格付けを行わず、必要に応じて総合評定値、施工実績等により参加資格を定める。
- 特殊な工事、高度な技術を要する工事については、別途参加資格を定める。